

診療費の減免を申請される患者さんへ

しゃかいいりようほうじん どうじんかい
社会医療法人 同仁会

しゃかいいりようほうじんどうじんかい ねん がつ しゃかいふくしほう もと だいにしゆふくしじぎょう むりょう
社会医療法人同仁会では、2009年6月より社会福祉法に基づく第二種福祉事業として「無料
および低額診療事業」をおこなっています。
しんせい かた かき せつめい よ ひつようしよるい そ しんせい ねが
申請される方は、下記の説明をお読みのうえ、必要書類を添えて申請をお願いします。

1. はじめに

げんめんにんてい せいかつほごほう さいていせいかつすいじゆん きじゆん せたいしゆうにゆう
減免認定につきましては、生活保護法による「最低生活水準」を基準に世帯収入、
じゅうたくかんきょう かぞくこうせい かけいじょうきょう もと けいざん せたいしゆうにゆう せいかつほごきじゆん
住宅環境、家族構成、家計状況などを元に計算します。世帯収入が生活保護基準の
いなし ばあい たいしやう
150%以内の場合、対象となります。

- ※ ふくしいうりよう こうひいうりよう じゆきゆう ばあい たいしやうがい
福祉医療、公費医療などを受給されている場合は、対象外となります。
- ※ たいしやうがい かた かん せいかつそうだんとう えんりよ そうだん
対象外となる方に関しましても、生活相談等をおこなっております。ご遠慮なくご相談ください。

2. 申請に必要なもの

- ① しんりようひげんめんしんせいしよ せたい しんせいしよ
診療費減免申請書 ※1世帯1申請書を提出してください
 - ② しゆうにゆう かくにん しりよう
収入の確認ができる資料
きゆうよめいさいしよ ちよつきん げつぶん かぜいしやうめいしよ
給与明細書（直近3ヶ月分）もしくは課税証明書
げんせんちやうしゆうしよ かくていしんこくしよ ひかえ ぜんねんどぶん
源泉徴収書 確定申告書の控（前年度分）
ねんきんがくかくていつうちしよ ふりこみつうちしよ ぎんこう ゆうびんきよく つうちしよ しゆうにゆう しりよう
年金額確定通知書や振込通知書、銀行・郵便局の通知書 など収入がわかる資料
 - ③ けんこうほけんりやうとう しはら しやうめいしよ
健康保険料等の支払い証明書
けんこうほけんりやう かいごほけんりやう ねんきんほけんりやう じゆうみんぜい しはらいがく しりよう
健康保険料・介護保険料・年金保険料・住民税の支払額などがわかる資料
 - ④ けんこうほけんしやう
健康保険証
 - ⑤ やちん しはら つうちやう しりよう
家賃の支払いがわかる通帳や資料
- ※ どういつせたい しゆうにゆう かた ねんきんふくむ ばあい ぜんいんぶん しよとく かくにん
同一世帯で収入のある方（年金含む）がおられる場合は、全員分の所得を確認できる資料を提出してください。

3. 相談・面談について

しんせい あらた そうだんいん めんだん
申請をいただいてから改めて相談員による面談をさせていただきます。

4. 承認について

めんだんご じぎやうしよ しんさ しやうにん ふしやうにん つうち
面談後、事業所で審査をおこない、承認・不承認を通知いたします。
こうてき せいと りやう ばあい ゆうせん
公的な制度が利用できる場合は、そちらを優先させていただきます。

5. 減免について

【減免の範囲】

医療保険が適用される診療範囲の患者負担金。

入院食事療養費（食事代）の標準負担額のほか、診療のために必要なサービスとして提供されたその他の費用も減免の範囲に含まれます。

- ※ 本人に不利益が生ずるなどの場合、医療保険適用外の費用（食事代など）についての減免範囲については個別に判断します。
- ※ 保険調剤薬局でお支払いいただくお薬代は対象となりません。
- ※ 介護保険の負担金は対象となりません。

【減免の割合】

原則として、医療保険で適用される診療費のうち発生する自己負担金の全額を免除します。無保険の場合は、健康保険加入やその他の公的制度の申請を前提に、それまでの必要な治療の診療費を全額免除します。

【減免の期間】

医療費の減免は、公的制度の適用や生活が改善するまでの一時的な措置です。また、一連の治療が完了した時点で、減免の適用期間も終了となります。

入院 … 原則1ヶ月（最長3ヶ月）
 通院 … 原則6ヶ月（最長12ヶ月）

- ※ 診療費減免の期間内に、収入や家計・生活状況に変化があった場合はご報告ください。
- ※ 上記期間を超えて継続が必要な場合は、改めて申請をおこなっていただきます。

6. 申請書（必要書類）提出先

診療を希望する以下の病院・診療所の相談窓口へ提出してください。

耳原総合病院	072-241-0501	堺市堺区協和町 4-465
みみはら高砂クリニック	072-241-4990	堺市堺区高砂町 4-109-2
耳原鳳クリニック	072-275-0801	堺市西区鳳南町 5-595
みみはらファミリークリニック	072-252-1507	堺市北区蔵前町 3-5-47
耳原高石診療所	072-265-8110	高石市加茂1丁目1-5
耳原歯科診療所	072-245-2912	堺市堺区大仙西町 6-184-2